

処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の5第9項
処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項及び第2項（自動車等の運転禁止等） 道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条（自動車等の運転の禁止の基準）
処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別添1「一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について（通達）」（令和4年3月14日付け警察庁丁運発第68号）のとおり。 点数制度等により6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別添2「「運転免許の効力の停止等の処分量定基準」の改正について（通達）」（令和元年10月11日付け警察庁丙運発第24号）に従い処分の軽減を行う。6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別添2「「運転免許の効力の停止等の処分量定基準」の改正について（通達）」（令和元年10月11日付け警察庁丙運発第24号）のとおり。
問 合 せ 先：警察本部運転教育課（電話022-373-3601）
備 考：